

⑫財産の名義変更手続・生命保険請求

遺産分割協議書が完成し、状況も落ち着いたら、承継した財産を名義変更して財産分割に関する相続手続は完了です。相続手続に非常に時間と労力を要したと思います。お疲れさまです。ここでは、名義変更財産ごとに解説していきます。必要な箇所のみご参照ください。

財産名義変更手続等のやり方

～名義変更を行う上で、遺産分割協議書をまず作成することが必須です～

壱、預貯金の名義変更

弐、不動産の名義変更

参、生命保険の保険金請求

四、保険契約の名義変更

五、株式の名義変更

六、ゴルフ会員権の名義変更

七、自動車の名義変更

八、公共料金・電話料金の名義変更

九、ローン返済・抵当権の抹消手続

一、預貯金の名義変更

ー相続発生により、被相続人名義の預貯金は凍結されます。

これを解除するには、以下の書類を揃え、手続きしなければなりませんー

- ① 金融機関所定の払戻依頼書（相続人全員の署名・実印）
- ② 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本
- ③ 相続人全員の戸籍謄本・戸籍の附票
- ④ 相続人全員の印鑑証明書（発行から3ヶ月以内）
- ⑤ 金融機関所定の死亡届出書
- ⑥ 遺産分割協議書（遺言書）
- ⑦ 金融機関所定の相続人の念書等
- ⑧ 通帳、届出印、キャッシュカード

※金融機関毎に若干必要書類は異なります。

※郵便局には「現存の照会」を依頼すると全取引表がもらえます。

二、不動産の名義変更

ー相続発生により、不動産は、相続人全員の共有状態になります。

その共有状態を登記することも可能ですが、その後相続人が決まって再度登記となると費用がかかってしまいます。因って、取得者が決まった後に、登記をすることが理想です。その手続きに必要な書類は、以下となります。

- ① 登記申請書（副本も）
- ② 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・改制原戸籍謄本・住民票除票、（相続関係説明図）
- ③ 全相続人の戸籍謄本・印鑑証明書
- ④ 固定資産評価証明書
- ⑤ 遺産分割協議書（遺言書）
- ⑥ 住民票（財産を受ける方）

参、生命保険の保険金請求

ー死亡保険金は、他財産と異なり、受取人固有の財産です。分割協議が確定するまで凍結されるといったことはありません。請求手続には以下を行ってください。請求しない限り、受給できません。ー

請求手続

①まず、保険会社に以下を電話連絡。

- ・証券記号番号
- ・死亡者（被保険者）の氏名、死亡日、死亡原因
- ・受取人の氏名（続柄と連絡先）
- ・申出人の氏名（被保険者・受取人との続柄・連絡先）
- ・保険証券の有無
- ・死亡前の入院状況

②電話連絡の後、以下書類を準備し、保険金請求

- ・ 保険会社所定の保険金請求書（受取人の署名・押印要す）
- ・ 保険証券
- ・ 死亡診断書（死体検案書）
- ・ 保険金受取人の住民票・戸籍謄本
- ・ 保険金受取人の印鑑証明
 - ※ 死亡原因が交通事故なら、交通事故証明書も必要
 - ※ 死亡原因が災害なら、災害事故証明書も必要

※保険会社に請求方法・必要書類は若干異なることがあります。

※保険金受取りにより、相続税・贈与税・所得税のいずれかが課せられます。

四、保険契約の名義変更

ー被相続人が保険金受取人だった場合に、相続人がその地位を取得します。

この場合、相続財産の取得なので、当然に相続税が課税されます。

分割協議で保険契約の権利を承継する者を定め、以下の書類を揃え、保険会

者と被保険者の同意を得て、名義変更を行ってくださいー

必要書類

- ① 保険期間所定の名義変更請求書
- ② 保険証券
- ③ 相続人代表者の戸籍謄本・印鑑証明書
- ④ 被相続人の除籍謄本
- ⑤ 死亡診断書（死体検案書）

※保険会社に請求方法・必要書類は若干異なることがあります。

五、株式の名義変更

ー株式の名義変更には、信託銀行又は証券会社に対し名義変更手続きをしますー

※手数料がかかります。

必要書類

- ① 遺産分割協議書（遺言書）
- ② 同意書
- ③ 株式名義書換請求書
- ④ 被相続人の除籍謄本
- ⑤ 全相続人の戸籍謄本
- ⑥ 全相続人の印鑑証明書
- ⑦ 株券（発行されていない場合は不要）

六、ゴルフ会員権の名義変更

ー詳細はゴルフ場により異なりますが、概要だけご紹介しますー

※ゴルフ場規定の手数料がかかります。

※相続人が会員条件を満たさないと書換え不可な場合もあります。

必要書類

- ①遺産分割協議書（遺言書）
- ②同意書
- ③被相続人の除籍謄本
- ④全相続人の戸籍謄本
- ⑤全相続人の印鑑証明書

七、自動車の名義変更

～陸運局にて手続を行います～

必要書類

- ① 車検証
- ② 遺産分割協議書（遺言書）
- ③ OCR シート
- ④ 被相続人の除籍謄本
- ⑤ 全相続人の戸籍謄本
- ⑥ 全相続人の印鑑証明書
- ⑦ 手数料納付書
- ⑧ 新所有者の印鑑証明書
- ⑨ 新所有者の実印
- ⑩ 車庫証明書（同一保管場所なら不要）

八、公共料金・電話料金の名義変更

～電話・ガス・水道は電話連絡で可能。電話加入権は、郵送手続～

電話加入権名義変更必要書類

- ① 電話加入権等承継・改称届書
- ② 被相続人の除籍謄本
- ③ 相続人の戸籍謄本

九、ローン返済・抵当権の抹消手続

ー相続では債務も承継します。金銭債務は、遺産分割の対象外で、原則的に法定相続人が法定相続分に従い支払義務を負います。

相続人間で債務承継者を決定しても、債務者である金融機関等が認めない限り、その特定相続人のみに支払義務を承継させることはできません。

ローン返済するにも、債務を一旦相続人名義に変更しないと不可能ですー

名義変更必要書類

- ① 遺産分割協議書（遺言書）
- ② 全相続人の戸籍謄本
- ③ 全相続人の印鑑証明書

ーローンを返済したら、抵当権の抹消登記を行います。

（完済したからといって自動的にには行われません）ー

必要手続

完済すると、債務者から以下書類が送付されるので、手続してください。

- ・ 抵当権設定契約書 ・ 抵当権者の抹消登記申請の委任状
- ・ 抵当権者の資格証明書（代表者事項証明書）
- ・ 解除証書等（ない場合もあり）

※ 住宅ローンなら、団体信用保険が掛けられている場合多いです。